

○松本市中原^{よし}淑子育英基金奨学金給付規則

令和3年10月1日

規則第119号

(趣旨)

第1条 この規則は、故中原淑子氏からの寄附金を基に、教員を志す人材の育成を目的とした事業に充てるために設置された松本市中原淑子育英基金（以下「基金」という。）を財源とし、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する大学（法第91条に規定する専攻科及び別科並びに法第97条に規定する大学院を除く。）又は短期大学（以下「大学等」という。）に進学し、又は在学し、長野県内の法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部又は中学部（以下「小中学校等」という。）において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員（以下「教員」という。）として就業することを志す学生に対し、その学習活動等を奨励し、長野県教育分野に貢献できる人材を育成するため、奨学金を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象及び要件)

第2条 奨学金は、次の各号に掲げる要件を備えている者に対して給付するものとする。

- (1) 大学等の卒業後、直ちに、教員として長野県内の小中学校等に就業する意思があること。
- (2) 申請者又は申請者と生計を一にする家族が、申請の日から起算して過去1年以上松本市内に住所を有すること。
- (3) 経済的な理由により修学困難と認められること。
- (4) 成績優秀かつ品行方正であり、修学意欲が認められること。

(給付の申請)

第3条 申請者は、別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市中原淑子育英基金奨学金給付申請書（様式第1号）
- (2) 松本市中原淑子育英基金奨学金推薦書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の決定に当たり市長が必要と認める書類

(奨学生の決定)

第4条 市長は、教育委員会の意見を聞いて、奨学生の採否を決定したときは、松本市中原淑子育英基金奨学生採否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 前項の規定により採用内定を受けた者は、市長が別に定める日までに、松本市中原淑子育英基金奨学金誓約書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(3) 松本市中原淑子育英基金奨学金振込口座届出書（様式第5号）

（採用内定の効力）

第5条 前条の規定により採用内定を受けた者が次の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、採用内定の効力を失うものとする。

(1) 採用内定を受けた日から1年以内に大学等に入学しないこと。

(2) 入学する大学等において、教育職員免許法に規定する免許状（以下「教員免許状」という。）の取得ができないこと。

（奨学生の定数）

第6条 市長が毎年度新たに決定する奨学生の定数は、10人以内とする。

（奨学金の給付額）

第7条 奨学金の給付額は、月額4万円とする。

（奨学金の給付期間）

第8条 奨学金の給付期間は、修学する大学等における正規の修業期間内とする。ただし、4年を限度とする。

（奨学金の給付時期）

第9条 奨学金は、毎年4月分から9月分までを6月に、10月分から翌年3月分までを12月に給付する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（修学状況の報告）

第10条 奨学生は、その修学状況について、毎年市長が定める日までに在学証明書及び成績証明書（奨学金の給付の初年度を除く。）を市長に提出することにより報告しなければならない。

（辞退）

第11条 奨学生は、奨学金の給付を辞退しようとするときは、松本市中原淑子育英基金奨学金辞退届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（異動等の届出）

第12条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに松本市中原淑子育英基金奨学金異動届（様式第7号）により市長へ申し出るものとする。

(1) 休学、復学、留年、転学又は退学したとき。

(2) 除籍、停学その他の処分を受けたとき。

(3) 奨学生又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき。

2 奨学生が死亡し、又は奨学生であった者が返還を求められた奨学金の全部を返還する前に死亡したときは、その連帯保証人は直ちに、松本市中原淑子育英基金奨学金奨学生死亡届（様式第8号）に戸籍抄本を添えて市長に届け出なければならない。

3 連帯保証人が死亡し、又は適格でなくなったときは、奨学生は、新たに連帯保証人を定め、松本市中原淑子育英基金奨学金連帯保証人変更届（様式第9号）に必要書類を添えて直ちに市長に届け

出なければならない。

（奨学金の給付の停止及び廃止）

第 13 条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は廃止する。

- (1) 大学等を休学、留年又は退学したとき。
- (2) 大学等において成績又は素行が不良であるとき。
- (3) その他この規則に違反し、又は市長が奨学生として適当でないと認めたとき。

2 市長は、奨学金の給付を停止された奨学生が、当該停止となった事由に該当しなくなったと認めるときは、奨学金の給付を再開するものとする。

（就業の報告）

第 14 条 奨学生（第 11 条の規定により奨学金の給付を辞退した者及び前条の規定により奨学金の給付を廃止された者を除く。）は、大学等の卒業後における就業の状況について、市長が別に定める日までに、松本市中原淑子育英基金奨学金在職証明書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 教員免許状の写し
- (2) 大学等を卒業したことを証する書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（奨学金の返還）

第 15 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付を受けた奨学金の全部を直ちに返還しなければならない。

- (1) 第 11 条の規定により奨学金の給付を辞退したとき。
- (2) 第 13 条の規定により奨学金の給付を廃止されたとき。
- (3) 大学等の卒業後直ちに、長野県内の小中学校等において教員として就業しないとき。
- (4) 正当な理由なく、所定の手続きを行わないとき。

2 市長は、前項の規定により奨学金を返還させるときは、松本市中原淑子育英基金奨学金返還通知書（様式第 11 号）により奨学生及び連帯保証人に通知する。

3 奨学金の返還は、返還事由の生じた日の属する月の翌々月末までに一括してこれを行わなければならない。ただし、松本市中原淑子育英基金奨学金返還計画書（様式第 12 号）を提出したときは、給付を受けた期間と同期間を上限に月賦による分割返還ができる。

4 前項ただし書の規定により奨学金を分割返還する場合、口座振替により、返還事由の生じた日の属する月の翌々月から起算して、給付を受けた期間と同じ期間内に完了しなければならない。

（返還の猶予）

第 16 条 市長は、奨学金返還対象者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、前条の規定にかかわらず、奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 教員の専修免許状又は一種免許状の取得を目的として法第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）に在学し、その修了後は直ちに長野県内の小中学校等の教員として就業する意思を持つ者

(2) 災害その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、松本市中原淑子育英基金奨学金返還猶予申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に該当する者 在学証明書その他市長が必要と認める書類

(2) 前項第2号に該当する者 被災証明書、診断書その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その適否を審査し、返還猶予を決定したときは、松本市中原淑子育英基金奨学金返還猶予決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により返還猶予の通知を受けた者が当該猶予の理由となった事項に該当しなくなったときは、その旨を市長に申し出た上、直ちに奨学金を返還しなければならない。

（返還の免除）

第17条 市長は、奨学金返還対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還を免除することができる。

(1) 前条第1項第1号の規定により返還の猶予を受けていた者が、その卒業後直ちに長野県内の小中学校等において教員として勤務するとき。

(2) 心身の著しい障がいにより労働能力を喪失し、又は死亡したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、松本市中原淑子育英基金奨学金返還免除申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に該当する者 松本市中原淑子育英基金奨学金在職証明書（様式第10号）、教員免許状の写し、大学院を修了したことを証する書類その他市長が必要と認める書類

(2) 前項第2号に該当する者 医師の診断書、松本市中原淑子育英基金奨学金奨学生死亡届（様式第8号）、戸籍抄本その他市長が必要と認める書類

(3) 前項第3号に該当する者 市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その適否を審査し、返還免除を決定したときは、松本市中原淑子育英基金奨学金返還免除決定通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。

（返還完了通知）

第18条 市長は、奨学金返還対象者が奨学金の返還を完了したときは、松本市中原淑子育英基金奨学金返還完了通知書（様式第17号）により、奨学金返還対象者及び連帯保証人に通知するものとする。

(委任)

第19条 基金の管理に関する事項は、教育委員会に委任するものとする。ただし、基金の処分に関する事項はこの限りでない。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行し、令和4年4月1日以後に大学等に進学し、又は在学しようとする者に係る奨学金から適用する。

附 則（令和4年9月27日規則第65号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和7年3月19日規則第44号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則の規定による様式とみなす。

様式第1号（第3条関係）
様式第2号（第3条関係）
様式第3号（第4条関係）
様式第4号（第4条関係）
様式第5号（第4条関係）
様式第6号（第11条関係）
様式第7号（第12条関係）
様式第8号（第12条、第17条関係）
様式第9号（第12条関係）
様式第10号（第14条、第17条関係）
様式第11号（第15条関係）
様式第12号（第15条関係）
様式第13号（第16条関係）
様式第14号（第16条関係）
様式第15号（第17条関係）
様式第16号（第17条関係）
様式第17号（第18条関係）